

離職を余儀なくされる労働者の再就職援助 のための措置を講じた事業主の方への給付金

3 労働移動支援助成金(求職活動等支援給付金・再就職支援給付金・離職者住居支援給付金)

労働移動支援助成金は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対し、雇用対策法に基づく再就職援助計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けた事業主、又は高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく求職活動支援書若しくは定年又は継続雇用制度がある場合における当該制度の定めるところによる退職により離職することとなっている60歳以上65歳未満の者の希望に基づき、当該者について作成した書面を作成する前に求職活動支援基本計画書を作成し、都道府県労働局長又は公共職業安定所長に提出した事業主が求職活動等のための休暇を付与する場合、再就職先となり得る事業所において職場体験講習を受講させる場合、職場体験講習を実施した事業主が当該対象労働者を雇い入れる場合、民間の職業紹介事業者に再就職支援を委託し再就職を実現させた場合又は離職した労働者に引き続き住居を提供する場合に、助成金を支給するものです。

労働移動支援助成金には、求職活動等支援給付金、再就職支援給付金及び離職者住居支援給付金の三種類があり、求職活動等支援給付金は、休暇付与、職場体験講習受講、職場体験講習受講者雇入れに分けられます。

【I-① 求職活動等支援給付金(休暇付与)】

受給できる事業主等

次のいずれにも該当する事業主に対して支給されます。

- 雇用対策法第24条第1項又は第25条第1項に規定する再就職援助計画(以下「再就職援助計画」といいます。)を作成し、同法第24条第3項又は第25条第1項の規定による公共職業安定所長の認定を受けた事業主(以下「認定事業主」といいます。)、又は高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第17条第1項に規定する求職活動支援書若しくは同項の規定の例により、定年又は継続雇用制度がある場合における当該制度の定めるところによる退職により離職することとなっている60歳以上65歳未満の者の希望に基づき、当該者について作成した書面(「以下「求職活動支援書等」といいます。」)を作成する前に求職活動支援基本計画書を作成し、都道府県労働局長又は公共職業安定所長に提出した事業主(以下「提出事業主」といいます。)であること。
- 1の再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書について、労働組合等からその内容について同意を得た事業主であること。
- 1の再就職援助計画の対象となる被保険者(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者並びに認定事業主に被保険者として継続して雇用された期間が1年未満である者及び認定事業主の事業所への復帰の見込みがある者を除きます。以下「計画対象被保険者」といいます。)又は求職活動支援書等の対象となる被保険者(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者並びに提出事業主に被保険者として継続して雇用された期間が1年未満である者及び提出事業主の事業所への復帰の見込みがある者を除きます。以下「支援書等対象被保険者」といいます。)に対し、求職活動等のための休暇(労働基準法第39条の規定による年次有給休暇として与えられるものを

除きます。)を与える事業主であること。

4 計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者に対し、3の休暇の日について、通常支払われる賃金の額以上の額を支払う事業主であること。

5 3の休暇を付与される計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者に係る休暇の付与の状況及び賃金の支払の状況等を明らかにする書類を整備している事業主であること。

注意

次のいずれかに該当する場合には、これらの助成金は支給されません。

イ 申請事業主が、労働保険料を2年間を超えて納入していない場合

ロ 申請事業主が、不正行為により過去3年間に雇用保険三事業(※)に係るいずれかの助成金の支給を受け又は受けようとした場合

(※)平成19年度からは雇用保険二事業

受給できる額

求職活動等のための休暇1日あたり4,000円です。ただし、計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者であって当該休暇を付与されたものの数に12万円を乗じて得た額を限度とします。

受給のための手続

当該給付金を受給するためには、休暇の付与を行った者のうち、最後の計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者が離職した日の翌日から起算して2か月以内、又は個々の計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者が離職した日の翌日から起算して2か月以内に、必要な書類を添付して、支給申請書を事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所に提出することが必要です。詳しくは、最寄りの都道府県労働局又は公共職業安定所にお問い合わせください。

【I-② 求職活動等支援給付金(職場体験講習受講)】

受給できる事業主等

次のいずれにも該当する事業主に対して支給されます。

1 認定事業主又は提出事業主であること。

2 再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書について、労働組合等からその内容について同意を得た事業主であること。

3 計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者に対し、次の(1)に掲げる事業又は次の(1)及び(2)に掲げる事業を行う事業主であること。

(1) 実践的な技能及びこれに関する知識を習得させるために当該事業所の職務を体験させる講習(その期間が3日間以上のものに限る。以下「職場体験講習」といいます。)を受講させる事業

(2) 職場体験講習を実施する事業主を開拓する事業(以下「職場体験講習開拓事業」といいます。)

4 計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者に対し、3(1)の職場体験講習を受講させる日について、通常支払われる賃金の額以上の額を支払う事業主であること。

5 職場体験講習の実施状況及び職場体験講習を受講する計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者に係る賃金の支払の状況(職場体験講習開拓事業を行う場合は、上記に加え、職場体験講習開拓事業の実施状況)を明らかにする書類を整備している事業主であること。

注意

次のいずれかに該当する場合には、これらの助成金は支給されません。

イ 申請事業主が、労働保険料を2年間を超えて納入していない場合

ロ 申請事業主が、不正行為により過去3年間に雇用保険三事業(※)に係るいずれかの助成金の支給を受け又は受けようとした場合

※ 平成19年度からは雇用保険二事業

受給できる額

- 1 職場体験講習1日当たり4,000円です。ただし、計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者であって当該職場体験講習を受講したものの数に12万円を乗じて得た額を限度とします。
- 2 職場体験講習開拓事業を行った場合は、当該事業に係る職場体験講習受講対象者1人当たり2万円(新規・成長15分野の事業を行う事業所を開拓した場合は4万円)を加算します。

受給のための手続

当該給付金を受給するためには、職場体験講習を受講させた者のうち、最後の計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者が離職した日の翌日から起算して2か月以内、又は個々の計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者が離職した日の翌日から起算して2か月以内に、必要な書類を添付して、支給申請書を事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所に提出することが必要です。詳しくは、最寄りの都道府県労働局又は公共職業安定所にお問い合わせください。

【I-③ 求職活動等支援給付金(職場体験講習受講者雇入れ)】

受給できる事業主等

次のいずれにも該当する事業主に対して支給されます。

1 職場体験講習を実施する事業主であること。

2 次のいずれにも該当する雇入れを行う事業主であること。

イ 雇用対策法第24条第3項又は第25条第1項の規定による認定を受けた再就職援助計画に係る援助対象労働者(認定事業主の事業所への復帰の見込みがある者を除きます。以下「計画対象労働者」といいます。)又は求職活動支援書等の内容を記載した書面の交付を受けた労働者(当該事業主の事業所への復帰の見込みのある者を除きます。以下「支援書等対象労働者」といいます。)であって、職場体験講習の受講者をその離職の日の翌日から起算して1か月以内に継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

ロ 当該雇入れの日の前日までの過去3年間に当該計画対象労働者又は支援書等対象労働者を雇用したことがないこと。

3 2イの雇入れの日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過した日までの間(以下「基準期間」といいます。)において、当該雇入れに係る事業所の労働者について事業主の都合により離職させた事業主以外の事業主であること。

4 当該雇入れに係る事業所に雇用されていた者であって基準期間に離職したもののうち、当該基準期間に雇用保険法第23条第2項に規定する特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行っていると認められる事業主であること。

5 当該雇入れに係る事業所の労働者の離職の状況、職場体験講習の実施状況及び当該雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類等を整備している事業主であること。

注意

次のいずれかに該当する場合には、これらの助成金は支給されません。

イ 申請事業主が、労働保険料を2年間を超えて納入していない場合

ロ 申請事業主が、不正行為により過去3年間に雇用保険三事業(※)に係るいずれかの助成金の支給を受け又は受けようとした場合

(※)平成19年度からは雇用保険二事業

受給できる額

雇入れに係る対象者1人当たり5万円(ただし、当該事業主が地域雇用開発促進法第9条第1項に規定する同意雇用開発促進地域において、当該同意雇用開発促進地域に係る同法第5条第1項の地域雇用開発計画に定められた計画期間内に雇入れを行う場合にあっては10万円)です。

受給のための手続

当該給付金を受給するためには、計画対象労働者又は支援書等対象労働者の雇入れの日の翌日から起算して6か月を経過した日から2か月以内に、必要な書類を添付して、支給申請書を事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所に提出することが必要です。詳しくは、最寄りの都道府県労働局又は公共職業安定所にお問い合わせください。

【II 再就職支援給付金】

受給できる事業主等

次のいずれにも該当する事業主に対して支給されます。

- 1 認定事業主又は提出事業主であること。
- 2 計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者の再就職に係る支援を委託する旨を再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書に記載した事業主であること。
- 3 2の再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書について、労働組合等からその内容について同意を得た事業主であること。
- 4 再就職援助計画の認定後又は求職活動支援基本計画書の提出後に職業紹介事業者(職業安定法第32条の3第1項に規定する有料職業紹介事業者に限る。)(再就職支援給付金の支給に関し厚生労働省職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。)に計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者の再就職に係る支援を委託し、当該委託に要する費用を負担する事業主であること。
- 5 4の委託に係る計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者の離職の日の翌日から起算して2か月(同意雇用開発促進地域において当該同意雇用開発促進地域に係る地域雇用開発計画に定められた期間内に計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者の再就職を実現した場合は3か月、45歳以上の者については5か月)以内に当該計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者の再就職を実現した事業主であること。
- 6 4の委託に要する費用の負担の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

注意

次のいずれかに該当する場合には、これらの助成金は支給されません。

イ 申請事業主が、労働保険料を2年間を超えて納入していない場合

- 申請事業主が、不正行為により過去3年間に雇用保険三事業に係るいずれかの助成金の支給を受け又は受けようとした場合

受給できる額

- 1 再就職に係る支援の委託に要する費用(再就職が実現した計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者に係るものに限る。)の1/4の額(1人当たり20万円を限度)です。(中小企業事業主については1/3の額(1人当たり30万円を限度)です。)但し、同一の再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書につき300人を限度とします。
- 2 再就職支援会社との委託契約において、新規・成長15分野に係る事業を行う事業所への再就職の実現に努める旨が記載され、かつ、当該事業所への再就職が実現した場合は、1に当該対象被保険者1人当たり10万円を上乗せします。但し、同一の再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書につき300人を限度とします。

受給のための手続

当該給付金を受給するためには、再就職に係る支援の委託を行った計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者のうち、最後のものの再就職が実現した日の翌日から起算して2か月以内又は個々の計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者の再就職が実現した日の翌日から起算してから2か月以内に、必要な書類を添付して、支給申請書を事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所に提出することが必要です。詳しくは、最寄りの都道府県労働局又は公共職業安定所にお問い合わせください。

【III 離職者住居支援給付金】

受給できる事業主

次のいずれにも該当する事業主に対して支給されます。

- 1 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- 2 住居支援のための再就職援助計画について、当該事業所の労働者の過半数で組織する労働組合（労働者の過半数で組織する労働組合がないときは、労働者の過半数を代表する者）からその内容について意見を聴取した事業主であること。
- 3 住居対象者の離職後においても継続して離職時住居を提供する又は当該住居に要する費用（光熱水費を除く）を賃貸人に對し直接負担する事業主であること。
- 4 上記3に係る離職時住居について、離職後においても居住人数（家族等は除く）を増加させない事業主であること。
- 5 住居支援対象者の離職前の雇用関係及び出勤状況を明らかにする書類及び住居支援対象者の自己負担額がある場合、それを明らかにする書類を整備している事業主であること。
- 6 支給対象期間の終了予定日（住居支援対象者の離職日の翌日から起算して6支給算定月（※）が経過した場合又は住居支援対象者への住居の提供を中止した場合に限る）の2週間前までに、当該事実を告知する事業主であること。

（※）支給算定月は、支給対象期間の初日から起算して1か月毎に区分した当該1か月をいう。

注意1：次のいずれにも該当する者が住居支援対象者となります。

- イ 雇用対策法第25条第1項の規定による認定を受けた住居支援のための再就職援助計画に係る計画対象労働者であること。
- ロ 離職前において雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）

- ハ 離職日の前日以前から事業主より直接住居（寮、民間の賃貸住宅等種類は問わない）の提供を受けている者であること。
- 二 再就職先が未定である者又はこれに準ずる状況にあると認められる者であること。

注意2：次のいずれかに該当する場合には、これらの助成金は支給されません。

- イ 支給対象期間の末日の属する年度の前々年度より前のいずれかの保険年度（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第2条第4項に規定する「保険年度」をいう）に、労働保険料を納入していない場合。
- ロ 支給申請の日の前日までの過去3年間に、不正行為により、本来支給を受けることができない助成金等の支給を受け、又は受けようとした場合。
- ハ 一度、離職者住居支援給付金の支給の対象となった住居支援対象者を、当該事業主が再度支給の対象とした場合。
- 二 住居支援対象者の離職日の翌日から1か月以内に、住居支援対象者が事業主の都合により離職時住居を離れた場合。

受給できる額

1 助成対象期間

支給対象期間は、離職日の翌日から次のいずれかに定める日までとなります。

- イ 住居支援対象者の離職日の翌日から起算して6支給算定月が経過した場合は、その経過した日。
- ロ 支給対象事業主が住居支援対象者への住居の提供を中止した場合は、その中止した日。
- ハ 住居支援対象者が、自己都合のために住居を離れた場合は、その住居を離れた日。
- ニ 住居支援対象者が雇用保険の被保険者として就職した場合は、被保険者となった日の前日。

2 受給できる額

住居支援対象者1人に係る離職者住居支援給付金の1月当たりの額は、離職時住居が存在する都道府県の区分に応じて、下表の額となります。ただし、離職者1人当たりの専有面積が10m²以下の場合は半額となります。

離職時住居に係る費用の負担に当たっては、支給対象事業主が離職時住居に係る費用を全額負担していることを原則としますが、事業主又は資本的・経済的・組織的に事業主と関連する者以外の所有する不動産であって、当該住居に係る費用から住居支援対象者の負担額を控除した額が1月当たりの支給額以上である場合、離職前の負担額に比べて増加していないときに限り、当該住居支援対象者の負担が認められます。

都道府県	支給額
埼玉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県	6万円
青森県、宮城県、秋田県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、新潟県、石川県、山梨県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、奈良県、鳥取県、島根県、広島県、香川県、福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	5万円
北海道、岩手県、山形県、福島県、富山県、福井県、長野県、岐阜県、和歌山県、岡山县、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、大分県、宮崎県	4万円

受給のための手続

離職者住居支援給付金の支給を受けるためには、原則、離職者の生ずる日の1か月前までに離職者の住居支援に係る再就職援助計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けることが必要です。また、当該再就職援助計画に基づいて離職日の翌日から住居を提供した後、支給対象期間が終了した翌日から起算して1か月以内に、必要な書類を添付して、支給申請書を事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所に提出することが必要です。詳しくは、最寄りの都道府県労働局又は公共職業安定所にお問い合わせください。